

第 3 章

計画の基本理念と基本的な考え

1 計画の基本理念

松阪市では、基本理念を「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち」、基本的な考えを「地域包括ケアシステムの推進 ～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して～」として、医療や介護、生活支援に係る多くの関係者や市民とともにその実現に向けて取り組んでいきます。

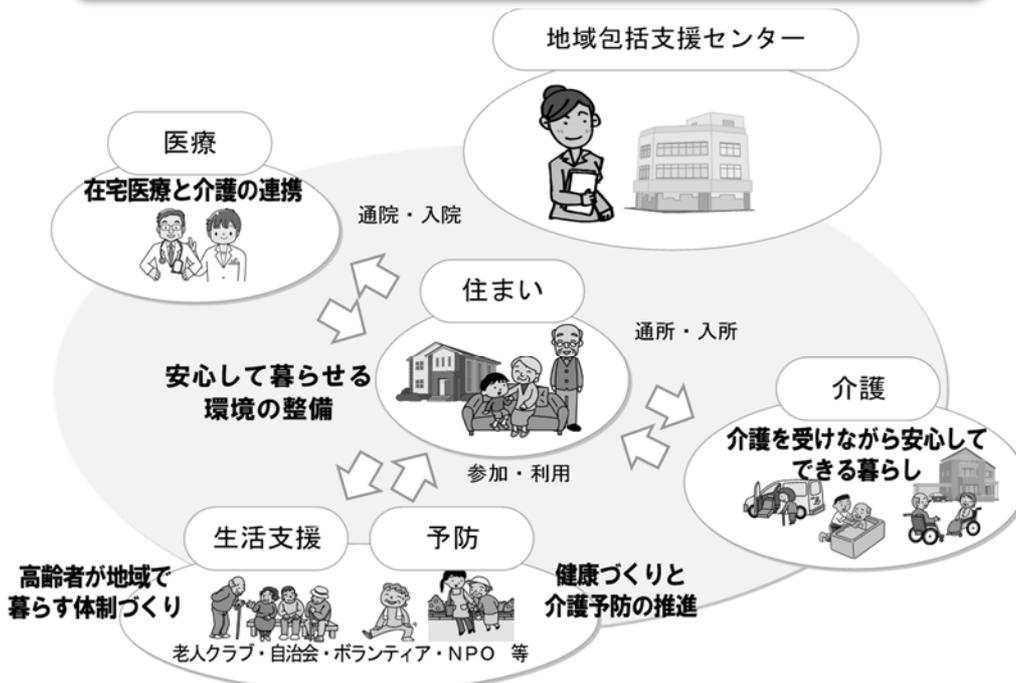
〔 基本理念 〕

**高齢者がいつまでも安心して
地域で暮らし続けることができるまち**

〔 基本的な考え 〕

地域包括ケアシステムの推進

～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら
自分らしく活躍できるまちを目指して～



2 基本的な考え：地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアの推進体制の強化

高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って地域で暮らし続けることのできる社会を目指し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進体制の強化を図ります。

また地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。こうした社会を目指すためには、自助・互助・共助・公助をうまく機能させる必要があり、自助・互助をはじめとする地域での支え合いの仕組みづくりを支援していきます。

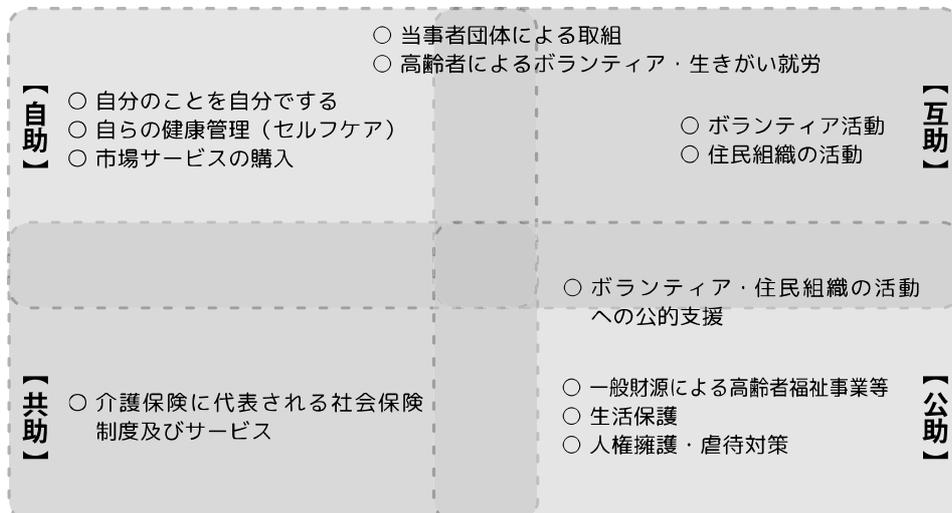
地域包括ケアのイメージ

地域包括ケアは、そのイメージとして「本人の選択と本人・家族の心構え」というお皿の上に、「すまいとすまい方」という植木鉢がおかれ、「介護予防・生活支援」という養分を含んだ土から「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」という専門職による支援を示す葉が出ていく形が描かれています。



資料：「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書」

【 地域包括ケアシステムを支えるための「自助・互助・共助・公助」のあり方 】



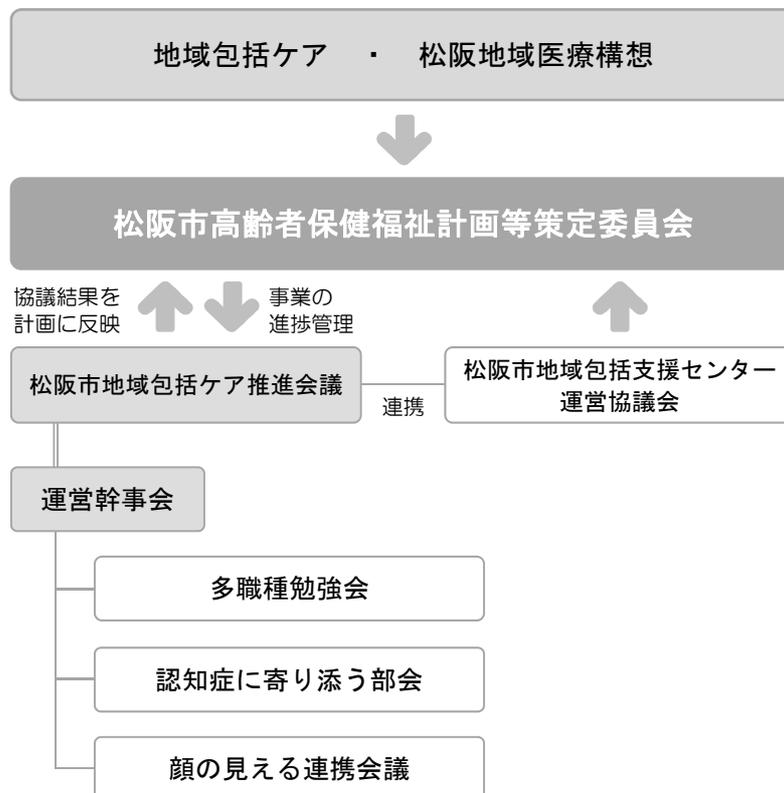
<松阪市地域包括ケア推進会議の運営>

「松阪市地域包括ケア推進会議」は、地域における医療・介護・生活支援等に関わる専門職等の代表者で組織しています。この会議では、地域包括支援センターが行なう地域ケア会議等から明らかにされた松阪市全体の課題の検討や、必要に応じて政策提言を行なうことを主眼としており、松阪市全体としての方向性や目的の共有を図りながら多職種連携を發揮して、松阪の特色にマッチした地域包括ケアシステムの推進を目指しています。

また本市の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定する「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」や「松阪市地域包括支援センター運営協議会」などと連動した形で本計画に基づく事業の進捗管理を行いつつ、各種施策の推進を図っています。

- ・松阪市地域包括ケア推進会議 [委員 36 名、毎年 3 回を目途に実施]

各種会議の相関図



3 基本的施策

横断的施策

(1) 地域包括支援センターを中核とした取組み

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、まず地域包括ケアの中核的な機能を担う地域包括支援センターが、円滑にその事業を運営していく必要があります。

<地域包括支援センターの役割>

委託により市内5か所に設置している地域包括支援センターでは、現在4つの基本業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務）に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けて介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策、医療・介護の連携などの地域づくりにも関わることで、業務範囲が拡大しています。本市では平成27年度から平成28年度にかけて各センターにそれぞれ生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を新たに配置し、地域包括支援センターの体制の充実を図りました。このことにより、地域主体での介護予防の自主グループ活動や居場所づくり、また徘徊模擬訓練（高齢者安心見守り隊などによる声かけ訓練）などの新たな地域づくりが進んでいます。こうした活動状況は、「松阪市地域包括支援センター運営協議会」において評価・点検を行うとともに、より効果的な事業展開が図れるよう必要な体制等についても検討していきます。

- ・松阪市地域包括支援センター運営協議会 [委員13名。毎年3回を目途に開催]

[包括支援センター管内別高齢者人口（平成29年4月1日現在）]

	高齢者人口	高齢化率
第一地域包括支援センター管内	9,762人	(26.4%)
第二地域包括支援センター管内	11,109人	(27.2%)
第三地域包括支援センター管内	3,835人	(44.0%)
第四地域包括支援センター管内	12,553人	(28.6%)
第五地域包括支援センター管内	9,704人	(27.3%)
市内全域	46,963人	(28.3%)

資料：松阪市地域包括支援センター運営協議会

【第6期計画期間中の主な業務の実施状況】

<p>【平成27年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援業務〔総合相談等の個別件数〕 3,606件 ○権利擁護業務〔高齢者虐待・虐待疑い対応件数〕 1,012件 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔医療・介護等関係機関との連携〕 1,064件 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔研修会等による介護支援専門員への支援（参加人数）〕 23回（425人） ○介護予防ケアマネジメント業務〔介護予防ケアマネジメント月平均件数（うち直営分）〕 1,048件（383件） ○地域ケア会議の開催回数〔個別ケース検討、ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり等〕 37回 ○実態把握訪問〔75歳お達者訪問〕 860件 ○地域のネットワーク会議〔地域住民等とのネットワーク会議（参加人数）〕 171回（8,052人）
<p>【平成28年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援業務〔総合相談等の個別件数〕 3,315件 ○権利擁護業務〔高齢者虐待・虐待疑い対応件数〕 615件 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔医療・介護等関係機関との連携〕 1,233件 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔研修会等による介護支援専門員への支援（参加人数）〕 48回（781人） ○介護予防ケアマネジメント業務〔介護予防ケアマネジメント月平均件数（うち直営分）〕 1,160件（338件） ○地域ケア会議の開催回数〔個別ケース検討、ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり等〕 45回 ○実態把握訪問〔75歳お達者訪問〕 712件 ○地域のネットワーク会議〔地域住民等とのネットワーク会議（参加人数）〕 247回（6,599人）
<p>【平成29年度以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合相談支援業務〔総合相談等の個別件数〕 継続実施 ○権利擁護業務〔高齢者虐待・虐待疑い対応件数〕 継続実施 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔医療・介護等関係機関との連携〕 継続実施 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〔研修会等による介護支援専門員への支援（参加人数）〕 継続実施 ○介護予防ケアマネジメント業務〔介護予防ケアマネジメント月平均件数（うち直営分）〕 継続実施 ○地域ケア会議の開催回数〔個別ケース検討、ネットワーク構築、地域課題把握、地域づくり等〕 継続実施 ○実態把握訪問〔75歳お達者訪問〕 継続実施 ○地域のネットワーク会議〔地域住民等とのネットワーク会議（参加人数）〕 継続実施

<社会的諸問題に対する多機関との連携>

高齢者を取り巻く社会環境や厳しい経済情勢などを背景に、複雑かつ多岐にわたる諸問題が出てきています。特に日々の暮らしの安心のためには基本的人権にかかわる施策の展開が切実に求められている状況であることから、権利擁護に関する取組みを着実に進めていく必要があります。

① 虐待防止を含む権利擁護事業

高齢者が安心して暮らしていけるよう見守りや相談、支援のために松阪市社会福祉協議会をはじめ、地域や関係機関、専門機関との連携を強化するとともに、研修や事例検討による関係者等の資質向上に努めていきます。さらに高齢者や介護者を守っていくために専門機関とのサポート体制を強化し、地域包括支援センターを中心に市民への啓発に取り組んでいきます。

【第6期計画期間中の取組み】

権利擁護業務（権利擁護に関する地域への啓発（参加人数））

平成27年度	平成28年度	平成29年度以降
75回（1,540人）	78回（1,243人）	継続実施

② 成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者等に対し、成年後見制度の市長後見申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成及び、制度についての周知・啓発を行い、適正利用を図ります。また、認知症高齢者の増加が予想され、今後の必要性も高まることから地域包括支援センターと連携し、専門機関とのサポート体制を整え、利用そのものを促進します。平成 27 年度途中から松阪市社会福祉協議会では「地域後見サポート事業」を開始しており、法人後見事業を展開するとともに、市民後見人の養成につなげられるよう総合的な支援体制を図っていきます。

【第 6 期計画期間中の取組み】

市長申立件数

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度以降
3 件	6 件	継続実施

③ 高齢者虐待防止対策ネットワーク

地域包括支援センターが中心となって、民生委員・児童委員や自治会をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織、介護サービス事業所、かかりつけ医、警察署等とのネットワークを強化し、高齢者虐待が起こらないように、また早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていきます。

虐待事例の多くは認知症が関連するケースであると言われていることから、「松阪市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援ができるよう今後も研修体制を強化していきます。また虐待を受けた高齢者を一時的に保護する必要がある場合、資力のない方に対して施設の宿泊費用を負担し、基本的人権を守るために「高齢者虐待防止一時保護事業」を平成 25 年度途中から開始しており、今後も引き続き実施していきます。

- ・ 代表者会議は年 1 回実施、担当者会議は年 6 回実施

【第 6 期計画期間中の取組み】

高齢者虐待防止一時保護事業の利用件数（保護期間）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度以降
1 件（12 日間）	2 件（16 日間）	継続実施

④ 生活困窮者自立支援事業

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に陥る恐れのある方や稼働年齢層を含む生活困窮者が増加しています。高齢者本人だけでなく、その世帯自体が困窮に陥っている事例もあり、平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者のセーフティネットワークとして、相談支援や減免・猶予などの諸制度を活用しつつ、関係部局・機関による連携を強化し、横断的な対応を行っていきます。

- ・ 平成 27 年度から松阪市生活相談支援センターを設置（市役所本庁内）

⑤ 地域自殺対策強化事業

高齢者だけでなく、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その方にとっての必要な支援や環境の整備・充実を幅広くかつ適切に図ることが求められています。国の統計では自殺される方は近年減少傾向ではありますが、本市では交通事故で亡くなる方の概ね3倍の方が自死（平成27年43名、平成28年31名）されています。近年、その原因や動機については健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題などとなっています。様々な関係機関と有機的な連携を図り、自殺予防に向けての総合的な支援を行っていきます。

- ・ 高齢者においては、地域包括支援センターを中心とした総合相談支援を実施
- ・ 関係機関との連携により松阪市雇用・生活・こころと法律の合同相談会（年2回）の実施

⑥ 分野を横断した包括的な相談支援体制の構築

地域包括ケアをさらに深化、地域共生社会の実現を目指すうえでは、住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むとともに、地域全体の支援から個別対応といった「丸ごと」の包括的・総合的な相談体制が重要となります。なかでも複雑な課題を抱えた世帯などに対しては、障がい・高齢・児童などの分野を横断して専門職同士が連携して、こうした世帯が抱える諸問題を「丸ごと」受け止めることができる体制の構築を目指します。

基本的施策

基本的施策1 《予防》 健康づくりと介護予防の推進

市民の主体的な健康づくりや健康なまちづくりを推進し、望ましい生活習慣の実践や生活習慣病の重症化予防に取り組みます。各種がん検診等の受診率の向上や、健康教育・啓発などライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、健康寿命の延伸を目指し、一人ひとりのセルフケア能力を高められるよう地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組みを推進するとともに、すべての高齢者に対して介護予防事業の周知・啓発を図り参加を促していきます。これらに加え、今後も高齢者のニーズの把握に努め、講座、イベント等の活性化を図り、高齢者の活動の場を拡大させるとともに高齢者の生きがいつくりを推進します。

基本的施策2 《生活支援》 高齢者が地域で暮らす体制づくり

高齢者の日常生活を支援するために、配食サービスやホームヘルプサービス、家事援助などの生活支援や、相談、見守り、安否確認等、在宅生活を継続するための支援を充実します。また、5年、10年先にどんな自分でいたいのか、どんな地域になっていると良いのかといった目標を市民と共有しながら地域づくりの推進に努めます。

基本的施策3 《認知症》 認知症施策の充実

認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を活用し認知症に関する知識の普及・啓発の推進及び地域の見守り体制の強化を図ることにより、認知症高齢者の尊厳が守られ、安心して生活できる地域づくりに取り組みます。また、認知症予防や認知症高齢者の早期診断・早期対応などを効果的に進めるため、市や地域包括支援センターが中心となり、医療機関との連携を図るとともに医療と介護の連携体制の確立に努めます。

基本的施策4 《医療》 在宅医療と介護の連携

医療的ニーズを必要とする要介護高齢者が今後増加していく中、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう、医療、介護、福祉や様々な生活支援サービスを、どの地域でも継続的・包括的に地域で活躍する多職種がネットワークを活用し、一人ひとりに提供できる体制づくりに努めます。

基本的施策5 《住まい》 安心して暮らせる環境の整備

自宅で生活を送ることが困難な高齢者については、今後も安心して健康に生活を送ることができるよう住まいの確保が必要です。近年は住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など、日々の必要な支援を受けながら生活を送ることができる環境の整備が進む一方、このような施設に入居することが経済的に難しい高齢者もいるため、今後も関係部局と連携した住まいの確保に努めます。

基本的施策6 《介護》 介護を受けながら安心してできる暮らし

今後必要と見込まれる介護サービスのニーズに対応することができるようサービス提供体制の整備に努めるとともに、必要なサービスが適切に提供されるよう、要介護認定の適正化やケアプラン点検支援をはじめとした介護給付の適正化に取り組みます。また、介護を必要とする方だけでなく、その家族への支援を行い、在宅介護の充実を図ります。

【基本理念】

高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち

【基本的な考え】

地域包摂ケアシステムの推進
 ↳地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して

地域包括支援センター

【基本的施策】

【施策・事業】

《予防》
 健康づくりと介護予防
 の推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 介護予防の推進
- 3 社会参加と生きがいの推進

《生活支援》
 高齢者が地域で暮らす
 体制づくり

- 1 支え合いの地域づくりの推進
- 2 高齢者福祉サービスの充実

《認知症》
 認知症施策の充実

- 1 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり
- 2 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

《医療》
 在宅医療と介護の連携

- 1 医療と介護の連携推進

《住まい》
 安心して暮らせる環境
 の整備

- 1 高齢者の住まいの確保
- 2 高齢者の居住における安全安心の確保

《介護》
 介護を受けながら安心
 してできる暮らし

- 1 適切な介護サービスの提供
- 2 介護給付の適正化
- 3 家族介護者への支援
- 4 人材の育成と活用